

石綿（アスベスト）問題について 【再発行】

現在販売している当社の住宅・建築物には、石綿を含んだ建材を使用しておりません。

(以下は、2021年1月14日〔第6版〕の原文を一部追記、削除し掲載しています)

2021年 1月14日〔第6版〕
2020年12月23日〔第5版〕
2018年 4月 1日〔第4版〕
2006年 4月24日〔第3版〕
2005年10月31日〔第2版〕
2005年 8月 1日〔第1版〕

石綿（アスベスト）問題について 【第7版】

昨今、石綿（アスベスト）の健康への問題が、報道等で取りあげられておりますが、当社の石綿問題への対応および状況につきまして、現時点で把握できております内容を次のとおりお知らせします。

※ 以前よりお知らせしている内容（当社の住宅にお住まいのお客様には、8月中旬に郵送させていただいている情報誌「パナソニック ホームズ・ライフ（秋号）」にて）に加え、その後のお客様からのお問合せや関係省庁からの調査依頼等により確認された情報を、お伝えさせていただきます。

1. 当社の住宅における石綿を含んだ建材の使用状況について
2. 通常の居住における石綿を含む建材の健康への影響について
3. 今後のリフォーム工事・解体工事における当社の対応について
4. 当社の住宅のご購入を検討されているお客様へ
5. その他
 - (1) 当社従業員の石綿を起因とする健康障害の発生状況について
 - (2) 工場・建築現場周辺からの石綿を起因とした問題について
6. 今後の対応について

1. 当社の住宅における石綿を含んだ建材の使用状況について

【現在の石綿を含む建材の使用について】

- ・ 現在販売している当社の住宅には、石綿を含んだ建材を使用しておりません。
- ・ 2020年11～12月に、中国産珪藻土バスマットからのアスベストが検出される事案が報道されましたが、当社の「稚内珪藻土配合 調湿石膏ボード」および「稚内珪藻土タイル」につきましては、石綿を使用しておりません。（製造メーカーからの安全データシートや製品規格、第三者による含有量調査結果により確認）

※ 2002年度（2003年3月）にて、石綿を含んだ建材の使用を終了しております。

(ご参考) 断熱材として使用している「ロックウール」「グラスウール」についてお問合せを頂いております。これらには石綿を含有しておりません。また、国際がん研究所機関の「発がん性に分類し得ない物質」に該当しています。

【過去の石綿を含む建材の使用について】

当社の住宅では、石綿を含んだ建材が広く一般的に普及していた時期において、外壁材・屋根材・軒天井材、天井材、台所の耐火壁・浴室の壁、等の原料として石綿を含んだ建材を一部使用しておりました。何れもセメント等により石綿を固定化したもので、通常の使用状態では室内に石綿の繊維が飛散する可能性が低い“非飛散性”のもので、なお該当する主な建材は、次頁の通りです。

(商品・住宅型式により若干の違いがあります。既にお問合せのお客様については、お答えしているとおります。)

当社における 主な石綿（アスベスト）を含む建材の使用状況

※ 新築時点における当社標準仕様（お客様による持ち込み部材などを除く）を前提として、当社が有する技術情報やメーカーの情報などを元に、出荷された建材を確認した結果です。

	使用部位	材料名（商品名）	種類	含有率	使用期間 ※	戸建	集合
屋外	外装材	スレートボード（ゲザイウォール）他	白石綿	4.5～30%	1965年～1983年	●	—
					1979年～1992年 <2018/4/1：戸建・集合を分けて記載>	—	●
	屋根葺材	ナショナル瓦（N瓦）	白石綿	10～25%	1965年～2003年3月	●	●
	軒天井材	石綿珪酸カルシウム板	白石綿	10～20%	1962年～1994年	●	●
	外廊下・階段	押出成型セメント板（メス）	白石綿	20%	1987年～2003年3月	—	●
屋内	台所	スレート板（垂壁 ^パ 裨）	白石綿	10～20%	1982年～2002年	●	—
	浴室 （壁・天井）	石綿珪酸カルシウム板	白（茶）石綿	10～20%	1980年～1992年	●	—
			白石綿	5～15%	1988年～2003年3月	—	●
	天井仕上材	叩ケル天井材（叩キ）	白石綿	3%	1973年～1986年	●	—

（その他）過去（～1986年）、防火地域での3階建以上の耐火建築物に、施工現場にて耐火被覆として石綿含有吹き付け材を使用していた可能性がございます。

※ これらの情報は、建材メーカーから入手したデータ等を参考にしており、当社住宅への使用時期等は若干前後する場合があります。また、詳細についてはお客様毎に状況が異なることから、当社にお問合せください。

【石綿を含む建材の製造・輸入について】

当社では、過去から建材の原材料として石綿を製造および輸入した実績はございません。

2. 通常の居住における石綿を含む建材の健康への影響について

現時点では通常の居住において、石綿を含む建材で健康への影響が生じたとの情報はございません。現在報道されている内容は、石綿そのものを原材料（特に青石綿）とした製造工程、および吹き付けアスベストであり、石綿の粉塵（繊維）を直接吸入することに起因したものです。

（ご参考）厚生労働省ホームページ：アスベストQ&A

わが家はアスベストの危険性があるか。

A. 建築物においては、耐火被覆材等として吹き付けアスベストが、屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。

アスベストは、その繊維が空气中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。すなわち、露出して吹き付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹き付けアスベストは、戸建住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。販売業者や管理会社を通じて建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられます。

〔 環境庁大気保全局大気規制課長、厚生省生活衛生局企画課長通知（昭和 63 年 2 月 1 日付）の中には、「アスベストは<中略>固定され、空气中に浮遊しない状態では健康障害をおこすことはないと考えられる」との記述があります。 〕

3. 今後のリフォーム工事・解体工事における当社の対応について

リフォーム工事や解体工事などにおいては、配慮が必要となる場合があります。通常的生活状態においては石綿が飛散しない建材においても、切断や解体などの行為を行う場合には専門的な配慮を必要とする場合があります。厚生労働省では「石綿障害予防規則（平成 17 年 7 月 1 日 施行）」により解体等の業務に係る措置などを定めており、これらに準拠した作業が求められますので リフォーム工事や建替えなどをお考えのお客様は当社へご相談ください。

4. 当社の住宅のご購入を検討されているまたは建築中のお客様へ

【現在の石綿を含む建材の使用について】

現在販売している当社の住宅には、石綿を含んだ建材を使用しておりません。

※ 2002年度にて、石綿を含んだ建材の使用を終了しております。

5. その他

（1）当社従業員の石綿を起因とする健康障害の発生状況について

- ・ 現時点で、当社従業員が石綿による疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、等）により死亡した等の情報はございません。

（2）工場・建築現場周辺からの石綿を起因とする健康障害の発生状況について

- ・ 現時点で、当社工場・建築現場の周辺住民の方々の石綿に関する問題は発生しておりません。
- ※ 当社の工場（筑波・湖東・静岡・九州）には、石綿から建材を製造する工程はありません。また、石綿を含有した建材を使用していた時期の加工作業は、主に穴あけ・組み立て・取り付けの作業等であり、石綿の粉塵が飛散する工程は、ほとんどありませんでした。

（3）工場・施工において石綿含有建材の作業に携わった方について

- ・ 現時点までに、工場における作業や施工に携わった方からの石綿による疾患の情報はありません。切断時などには、ごく微量の石綿の飛散の可能性が考えられることから、不安をお持ちの方は、近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談されることをお勧めします。

（4）当社所有施設の石綿含有建材の使用状況について

- ・ 当社所有施設について、飛散する可能性のある吹き付け石綿の状況の調査を完了しました。未使用施設 1 件に吹き付け石綿が使用されておりました。このままの状態では飛散の可能性はありませんが、現在は施設の上、立ち入り禁止としております。今後、撤去または飛散防止措置を講じる予定です。

6. 今後の対応について

今後、石綿問題に関しては、関係省庁の動向や業界団体・建材メーカーなどと連携のうえ、関係法令を遵守し取り組んでまいります。

以 上

●お問い合わせ先

お問い合わせは、お近くの当社、またはホームページの

「お問い合わせ・ご相談窓口」 <https://homes.panasonic.com/cs/> までお願いします。